

動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後 8 日目以降の短期利用（短期利用居宅介護費）の継続を妨げるものではないことに留意すること。

- (9) 若年性認知症利用者受入加算について
3 の 2 (14) を準用する。

(10)～(12) (略)

- (13) 口腔・栄養スクリーニング加算について
3 の 2 (17)①及び③を準用する。

(14) (略)

- (15) 科学的介護推進体制加算について
3 の 2 (19) を準用する。

(16) サービス提供体制強化加算の取扱い

- ① 2 (16)①、②及び④から⑦まで並びに 4 (18)②を参照のこと。
② (略)

- (17) 介護職員処遇改善加算について
2 (17) を準用する。

- (18) 介護職員等特定処遇改善加算について
2 (18) を準用する。

6 認知症対応型共同生活介護費

- (1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費について

短期利用認知症対応型共同生活介護については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号。以下「施設基準」という。）第 31 号ハに規定する基準を満たす認知症対応型共同生活介護事業所において算定できるものである。

- ① 同号ハ(3)ただし書に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の合計数を超えて行う短期利用認知症対応型共同生活介護は、あくまでも、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を受ける必要がある者にのみ提供が認められるものであり、当該利用者に対する短期利用認知症対応型共同生活介護の提供は、7 日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14 日）を限度に行うものとする。

また、「当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合」とは、当該利用者を当該事業所の共同生活住居（複数の共同生活住居がある場合、当該利用者が日中の時間帯等に共同生活を送る共同生活住居とす

- (5) 若年性認知症利用者受入加算について
3 の 2 (13) を準用する。

(6)～(8) (略)

- (9) 栄養スクリーニング加算について
3 の 2 (15) を準用する。

(10) (略)

(新設)

(11) サービス提供体制加算の取扱い

- ① 2 (15)④から⑦までを参照のこと。
② (略)

- (12) 介護職員処遇改善加算について
2 の (16) を準用する。

- (13) 介護職員等特定処遇改善加算について
2 (17) を準用する。

6 認知症対応型共同生活介護費

- (1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費について

短期利用認知症対応型共同生活介護については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号。以下「施設基準」という。）第 31 号ハに規定する基準を満たす認知症対応型共同生活介護事業所において算定できるものである。

- ① 同号ハ(3)ただし書に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の合計数を超えて行う短期利用認知症対応型共同生活介護は、あくまでも、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を受ける必要がある者にのみ提供が認められるものであり、当該利用者に対する短期利用認知症対応型共同生活介護の提供は、7 日を限度に行うものとする。

また、「当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合」とは、当該利用者を当該事業所の共同生活住居（複数の共同生活住居がある場合、当該利用者が日中の時間帯等に共同生活を送る共同生活住居とす